

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月31日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社A Cコーポレーション
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目5番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-5562-9110
【事務連絡者氏名】	黒川 遥
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社A Cコーポレーション (東京都港区元赤坂一丁目5番5号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社A Cコーポレーションをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エイブル&パートナーズをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社エイブル&パートナーズ

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成22年6月30日開催の株式会社C H I N T A I臨時株主総会決議に基づき発行され、共同持株会社設立時にこれに代わるものとして新株予約権者に交付された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

ロ 平成22年6月29日開催の株式会社エイブル定時株主総会決議に基づき発行され、共同持株会社設立時にこれに代わるものとして新株予約権者に交付された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）

対象者は、株式会社C H I N T A I及び株式会社エイブルの共同持株会社として平成22年11月1日に設立された会社であり、第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、株式会社C H I N T A I及び株式会社エイブルが発行していた新株予約権が平成22年11月1日をもって消滅する代わりに新株予約権者に交付された対象者の新株予約権です。

(3)【公開買付期間】

平成24年4月16日（月曜日）から平成24年5月30日（水曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（38,607,018株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（53,832,636株）が買付予定数の下限（38,607,018株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年5月31日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	53,069,236（株）	53,069,236（株）
新株予約権証券	763,400	763,400
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	53,832,636	53,832,636
（潜在株券等の数の合計）	（763,400）	（763,400）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	538,326
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,634
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	178,494
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年10月31日現在)(個)(g)	741,182
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	95.23

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年10月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年3月16日に提出した第2期第1四半期報告書に記載された平成23年10月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式及び単元未満株式のいずれについても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成24年1月31日現在の発行済株式総数(80,000,000株)に、対象者の第1期有価証券報告書に記載された平成23年10月31日現在の本新株予約権の目的である普通株式の数(972,000株)に同日から平成24年1月31日までの変動(対象者によれば、平成23年10月31日から平成24年1月31日までに第1回新株予約権50個(普通株式5,000株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年1月31日現在の本新株予約権の目的である普通株式の数(967,000株)を加え、対象者の平成24年10月期第1四半期決算短信(平成24年3月16日提出)に記載された平成24年1月31日現在の対象者が所有する自己株式数(5,691,776株)を控除した75,275,224株に係る議決権の数(752,752個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。